

ヒライ先生の Q & A



(PROFILE) 平井繁利(ひらい しげとし)

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働裁判や労働契約法まで研究領域を広げている。

〈現在〉岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

相談事例 高齢者継続雇用の選定基準

その2

継続雇用についての現況はよくわかりました。定年延長については今後検討を進めたないと考えています。ところで、当社はまだ経過措置による労使協定で対象者を選定する継続雇用制度ですが、岐阜県内で同様の制度を導入している企業はどの程度あるのでしょうか。また、それとは別に今年定年を迎える社員がいますが、顧客や同僚とのトラブルを起こす問題社員なので、この際対象者を限定する選定基準を適用して継続雇用を拒否したいと考えています。選定基準の中に能力についての基準があり対象労働者は基準以下の評価となっていますので問題なしと判断していますが、如何でしょうか?

A

高齢者雇用安定法が求める雇用確保措置には3つの方法があり、その内訳は岐阜県の雇用状況報告では次のような集計結果となっています。

- ①「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は75社、2・9%
- ②「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は475社、18・1%
- ③「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は2,080社、79・1%となつており、定年制度(①、②)により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度(③)により雇用確保措置を講じる企業の比率が高くなっています。

更に、「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(2,080社)のうち①希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度の導入企業は1,650社、79・3%②高齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は430社、20・7%。

経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

平成29年6月1日から平成30年5月31日までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(平成28年4月1日以降は62歳)に到達した者(901人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は815人(90・5%)、継続雇用の更新を希望しなかつた者は61人(6・8%)、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は25人(2・8%)となっています。

この結果を見る限り継続雇用の対象者を限定する基準があつても、実際に適用している会社は極めて少數であり、岐阜県全体で年間25人だけが希望しても継続雇用されなかつたとの結果です。

ワンポイント・アドバイス

継続雇用拒否は、雇用状況報告の集計結果が示す通り極めてレアなケースです。希望しても再雇用が叶わなかつた本人からすれば、公正な評価が実施されたかどうかについて疑問を抱くことが多く、紛争となるケースがでてきてています。継続雇用規程の下

での継続雇用拒否の適法性と再雇用契約の成否についてのリーディングケースとして最高裁まで争われたT電気計器事件がありますので、次号以下で判例紹介します。

つづく